

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容  
(要旨)

- 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。
- 変更後の指定施業要件については、平成23年10月13日付農林水産省告示第2010号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者等の氏名
下伊那郡根羽村1051-268	伊藤 昇
下伊那郡根羽村1051-271	石原 克己

森林づくり推進課

#### 長野県告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成23年12月1日

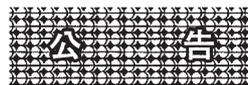
長野県知事 阿部守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容  
(要旨)

- 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。
- 変更後の指定施業要件については、平成23年10月13日付農林水産省告示第2012号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者等の氏名
大町市社字新太入344	内外プレス工業株式会社

森林づくり推進課



#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日  
平成23年11月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 SOLAR SYSTEM
- 代表者の氏名  
木内 鶴彦
- 主たる事務所の所在地  
佐久市中込3085番地4
- 定款に記載された目的

この法人は、天体観測や惑星研究に関する事業を行うことにより、多様な国や地域の人々に宇宙・天文分野への興味関心を育むための普及活動を行う。

さらに、地球の誕生からの環境の移り変わりを通じて、地球環境保全の必要性に関して理解を深めていき、地球環境保全の推進活動に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日  
平成23年11月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人地域サポートステーションおひさま
- 代表者の氏名  
竹内 正安
- 主たる事務所の所在地  
松本市浅間温泉3丁目24番11号
- 定款に記載された目的

この法人は、障がい者と高齢者及びコミュニケーションが旨く出来ない事により、社会に馴染めない若者等、社会的に弱者と呼ばれる人達の自立を目指して、就労支援を基軸とした職業能力訓練やコミュニケーション能力の向上も含めた社会生活技能訓練等を実施し、就労場所の開拓と就労創出事業を行い、併せて生活上の種々の悩みや困り事などを話し合える場所の提供とその悩みや困り事に対応する為の相談活動と日常生活を支える為の支援事業

を行い、障がい者や高齢者他社会的弱者の福祉の増進を図り、各個人がその人らしく暮らしていける環境作りの手助けをし、希望を持って社会生活が送られるよう社会貢献に寄与する事を目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成23年11月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワークハウス太陽
- 3 代表者の氏名  
星野勝俊
- 4 主たる事務所の所在地  
須坂市大字九反田町132番地2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者（知的、精神）への偏見を無くし、又老人福祉に寄与し、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成23年11月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Z E R O
- 3 代表者の氏名  
坂口智教
- 4 主たる事務所の所在地  
須坂市墨坂南5丁目2番19号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者、生活困窮状態に陥る人々に社会生活の自立、日常生活の自立、経済的な自立の支援事業を行い、誰もが地域で生活できるように、安心・安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

平成24年度及び平成25年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査を次のとおり行います。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 契約の種類
    - (1) 製造の請負
    - (2) 物件の買入れ
    - (3) その他の契約（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約並びに森林整備業務の請負契約及び委託契約を除く。）
  - 2 県が調達をする物品又は役務の種類
 

貴金属・工芸品、教材・楽器・運動用品・娯楽用品、文具・事務用品・事務機器、家具・装飾品、薬品、機械・機器、燃料、車両・船舶類、印刷・出版・製本、繊維製品、皮革・ゴム・樹脂製品、工事用材料、その他の物品及びその他の業務（建物清掃、リース、情報関連業務等）
  - 3 申請の方法
    - (1) 申請書  
所定の「競争入札参加資格審査申請書」を使用してください。
    - (2) 受付開始日及び資格取得日  
申請は、平成24年1月4日から受け付けます。資格取得日は、同月31日までに受け付けたものについては同年4月1日付け、同年2月1日以降に受け付けたものについては同年4月1日以降となります。
    - (3) 申請書用紙の交付  
インターネットの長野県公式ホームページ（<http://www.p.ref.nagano.lg.jp>）からダウンロードしてください。  
上記以外の方法として、総務部管財課において交付するほか、次の場所においても交付します。

地方事務所地域政策課	佐久、上小、下伊那、木曾、松本
会計センター	南信（諏訪分室を含み、飯田分室を除く。）、中信（大町分室に限る。）、北信（中野分室を含む。）
  - (4) 申請書の提出先  
総務部管財課において持参又は郵送の方法により受け付けるほか、上記(3)の表に掲げる場所においても持参の方法により受け付けます。
  - (5) 申請書等の作成に用いる言語等
 

ア 申請書等については、日本語で記載してください。やむを得ない理由により外国語で記載する場合には、日本語の訳文を添付してください。

イ 外国の事業者には、申請書等の金額欄は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。
- 4 競争入札参加資格の審査を申請することができない者
    - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者

- (3) (2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (4) 都道府県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
  - (5) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- 5 競争入札参加資格の審査及び確認の方法  
競争入札（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約並びに森林整備業務の請負契約及び委託契約を除く。）の参加資格の審査及び確認事務の取扱要領（昭和59年1月10日付け58会第107号出納長、総務部長通達）に定めるところによります。
- 6 資格審査結果の通知  
競争入札参加資格確認通知書により申請者に通知（郵送）します。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
資格を取得した日から平成26年3月31日までとします。
  - (2) 有効期間の更新  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年12月頃に平成26年度及び平成27年度の資格審査の公告を行う予定ですので、当該公告に基づき申請してください。

管 財 課

公告

県営若穂地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営若穂地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成23年12月2日から平成24年1月10日まで
- 3 縦覧の場所  
長野市役所、須坂市役所

農地整備課

公告

平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成23年12月1日

長野県知事 阿部守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,108.31 <sup>ha</sup>
	土砂流出防備保安林	83.74
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,556.39
	土砂流出防備保安林	54.97
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,012.11
	土砂流出防備保安林	330.82
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,171.31
	土砂流出防備保安林	549.65
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,184.72
	土砂流出防備保安林	843.36
木曾谷（木曾郡）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,212.01
	土砂流出防備保安林	259.67
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,226.50
	土砂流出防備保安林	741.77
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	211.49
	土砂流出防備保安林	112.96
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源かん養保安林 干害防備保安林	347.70
	土砂流出防備保安林	73.60
諏訪郡富士見町立沢字種ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字水室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28

長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平隠7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年12月1日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1 許可番号 平成23年7月12日  
長野県指令23建指第12-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字小河原字六川道東沖3863-1、3864-1、3865-1、  
3866、3867、3868、3869、3877、3890-7、3891-1、3893、  
3894-1、3894-2、3895、3896、3897、3898、3899-1、3899-  
2、3900、3904
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字須坂1528-1  
須坂市長 三木正夫

建築指導課

### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月1日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
トンネル防災設備等保守点検業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から平成24年3月9日まで
  - (4) 履行場所  
長野県飯田建設事務所管内
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
  - (6) 長野県内に本社又は支社若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野県飯田市追手町2-678  
長野県飯田建設事務所 総務課  
電話 0265(53)0449
  - 4 入札手続等
    - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年12月12日（月）午後2時  
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 505号会議室
    - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
    - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年12月7日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
    - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
    - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
    - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
  - 5 その他